

平成 20 年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

平成 20 年 3 月

岡 山 県

目 次

平成 20 年度公共用水域の水質測定計画 ······ 1

平成 20 年度地下水の水質測定計画 ······ 2 2

平成 20 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

平成 20 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、
水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、 西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、 美山川(星田川を含む。)、里見川、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、 日木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、 吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
高屋川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*		
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※ *印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省（以下「国交省」という。）、岡山市及び倉敷市が連携して測定する。

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 85 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 158 地点において、別表 1、別表 2 及び
別表 3 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区分	岡山県	国交省	岡山市	倉敷市	合計
河 川	50(20)	15(8)	16(5)	4(0)	85(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	85(33)	15(8)	33(16)	25(7)	158(64)

※ () は環境基準点の再掲。

イ 測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他調査項目	
		環境基準点	補助点	その他	計	栄養塩類等	要監視項目
河 川	45	33	41	11	85	37	21
湖 沼	2	2	2	-	4	4	-
海 域	36	29	40	-	69	35	13
合 計	83	64	83	11	158	76	34

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。

「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で年1~2回測定する。

イ 生活環境項目は、全ての地点で年12回測定する。ただし、環境基準点は、年2回を通じて測定し、年18回とする。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日4回測定することをいう。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で年12回測定する。

エ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1回測定する。

オ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び定量下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（水面下0.5m）及び中層（水面下2m）とする。

6 結果通知

国交省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

測定地點、測定項目及び頻度（河川） その1 高梁川水域

別表1 測定地点、測定項目及び頻度(河川) その2 旭川水域

水 域 名	類 型	測定地點名	測定頻度	生 活 環 境 項 目												そ の 他 項 目												要監視項目								
				P D			B C S			H O D			D S			測定回数			P D			B C S			H O D			D S			測定回数					
				透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透	透		
旭川上流	1 1 4	野 田 橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	E P N	
	1 0 1	◎ 湯原ダム	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	1 1 5	向見尾橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	1 0 2	大 上 橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	1 0 3	◎ 落合橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	1 1 9	則 溪 橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	1 0 9	江 与 味 橋	美咲町	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	1 0 4	八 蟻 橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	1 1 7	鹿 濑 橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	1 0 5	大曾根堰	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
旭川中流	1 0 6	合 間 堰	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	1 0 7	◎ 乙井手堰	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	B 1 0 8	◎ 桜 橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	A 1 1 1	◎ 大久奈橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	目 木 川	未 1 1 2	目 木 橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	備 中 川	未 1 1 6	垂水大橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	誕生寺川	未 1 1 3	高 浜 橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	宇 甘 川	未 1 1 0	箕 地 橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	百 間 川	C 3 0 1	◎ 潟 内 橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	砂 川	B 3 0 4	瀬 戸 橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	B 3 0 3	◎ 新 橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その3 吉井川水域

別表1 測定地点、測定項目及び頻度(河川) その4 その他の水域

水 域 名	類型	測定地番	市 町 村 名	測定頻度	透視	生活環境項目												その他の項目		監視項目	
						測定回数			測定日数			測定期間			測定回数			測定期間			
						P	D	B	C	S	O	H	O	D	D	S	T	O	T		
環境基準点 ◎全窒素及び全 C O D 又は O D	比丘川 B	比丘	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	12	12	2	2
岡山県 上足守川 下水道 流域	足守川 B	足守	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	12	12	2	2
相生川 流域	相生川 C	相生	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	12	12	2	2
倉敷川 流域	倉敷川 C	倉敷	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2
高屋川 流域	高屋川 A	高屋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	12	12	2	2
伊里川 流域	伊里川 B	伊里	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	12	12	2	2
小田川 流域	小田川 未	小田川	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	2

別表2 測定地点、測定項目及び頻度（湖沼） 呉島湖

別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その1 水島水域

別表3 測定地点、測定項目及び頻度(海域) その2 児島湾水域

別表3 測定項目及び頻度（海域） その3 備瀬戸

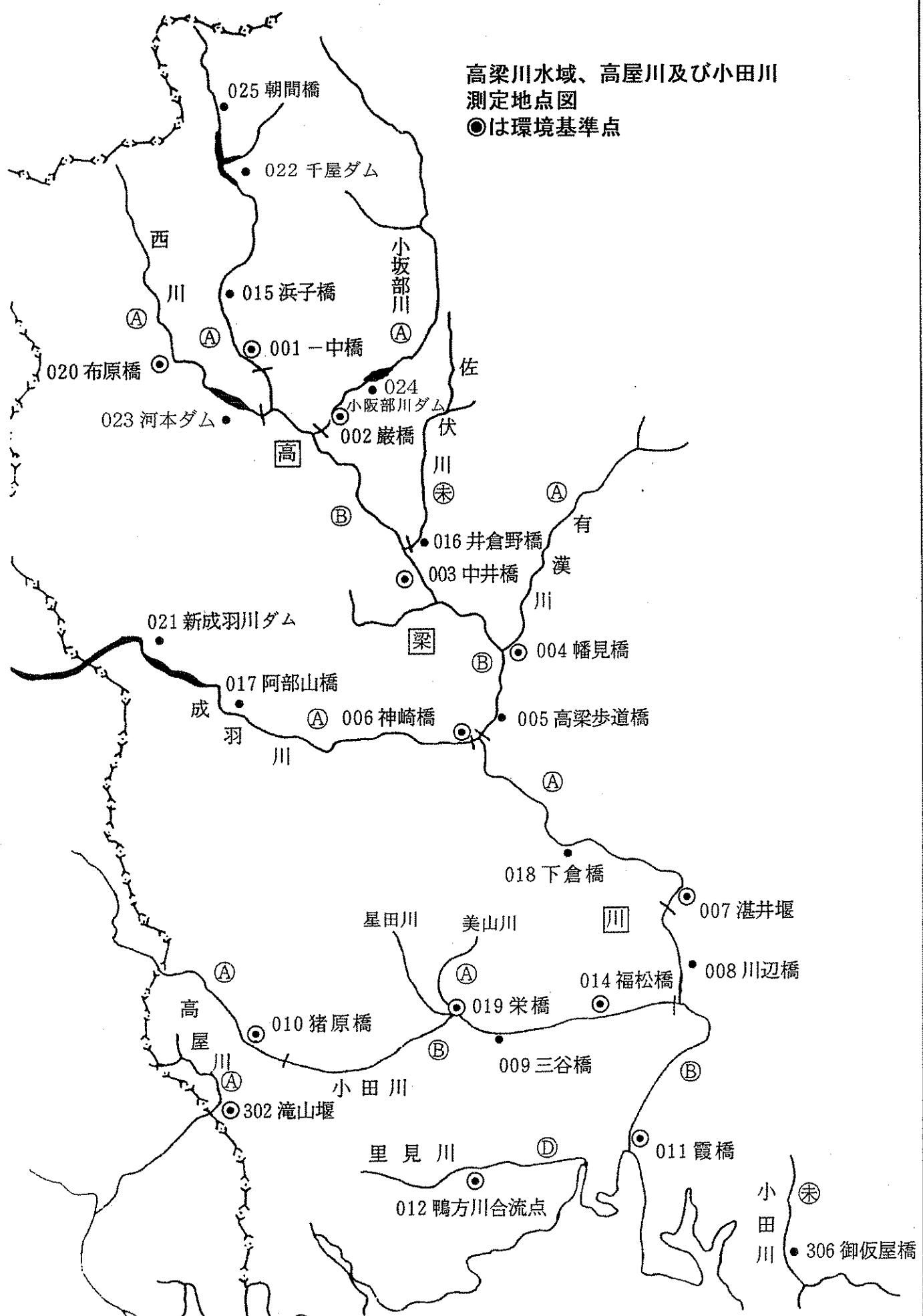
別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その4 その他の水域

別表4 測定方法及び定量下限値

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」という。)12.1に定める方法	—
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法	0.5 <0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5 <0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5 <0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表 10 に掲げる方法	0.5 N.D
	浮遊物質量(SS)	告示付表8に掲げる方法	1 <1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL) <1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法(ただし海域にあっては規格 45.4)	0.05 <0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003 <0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	0.001 <0.001
健康項目	カドミウム	規格 55 に定める方法	0.001 <0.001
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1 N.D
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005 <0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法	0.02 <0.02
	ひ素	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法	0.005 <0.005
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	0.0005 <0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005 N.D
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005 N.D
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 <0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 <0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 <0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 <0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004 <0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005 <0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006 <0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.002 <0.002
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005 <0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 <0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006 <0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003 <0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002 <0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 <0.001
	セレン	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	0.002 <0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02 <0.02	
	亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01 <0.01	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたもの和とする。	0.03 <0.03	
ふつ素	規格 34.1 に定める方法又は告示付表6に掲げる方法	0.08 <0.08	
ほう素	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は告示付表7に掲げる方法	0.03 <0.03	

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
その他項目	銅 規格 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄 日本工業規格 M0202 の 32.a.2)又は 32.a.3)及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン 日本工業規格 M0202 の 33.a.2)又は 33.a.3)及び規格 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム 規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素 海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法又は規格 42.2 に定める方法	0.01	<0.01
	りん酸態りん 海洋観測指針に掲げる方法	0.01	<0.01
	塩素量 海洋観測指針 5.3(サリノメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa 海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(旧建設省)に掲げる方法	0.1 ($\mu\text{g}/\text{L}$)	<0.1
	トリハロメタン生成能 平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロロホルム 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン 同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン 同上	0.006	<0.006
	p-ジクロベンゼン 同上	0.02	<0.02
	イソキサチオノン 平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」という。)1 の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン 付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオノン(MEP) 同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン 同上	0.004	<0.004
	オキシン銅(有機銅) 付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN) 付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピサミド 同上	0.0008	<0.0008
	EPN 同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP) 同上	0.001	<0.001
	フェノカルブ(BPMC) 同上	0.002	<0.002
	イソプロベンホス(IPB) 同上	0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP) 同上	0.0001	<0.0001
	トルエン 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン 同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル 付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル 規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン 規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン 平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知(以下「追加通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	塩化ビニルモノマー 追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン 追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	1,4-ジオキサン 追加通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.005	<0.005
	全マンガン 規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン 追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	フェノール 平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド 同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003

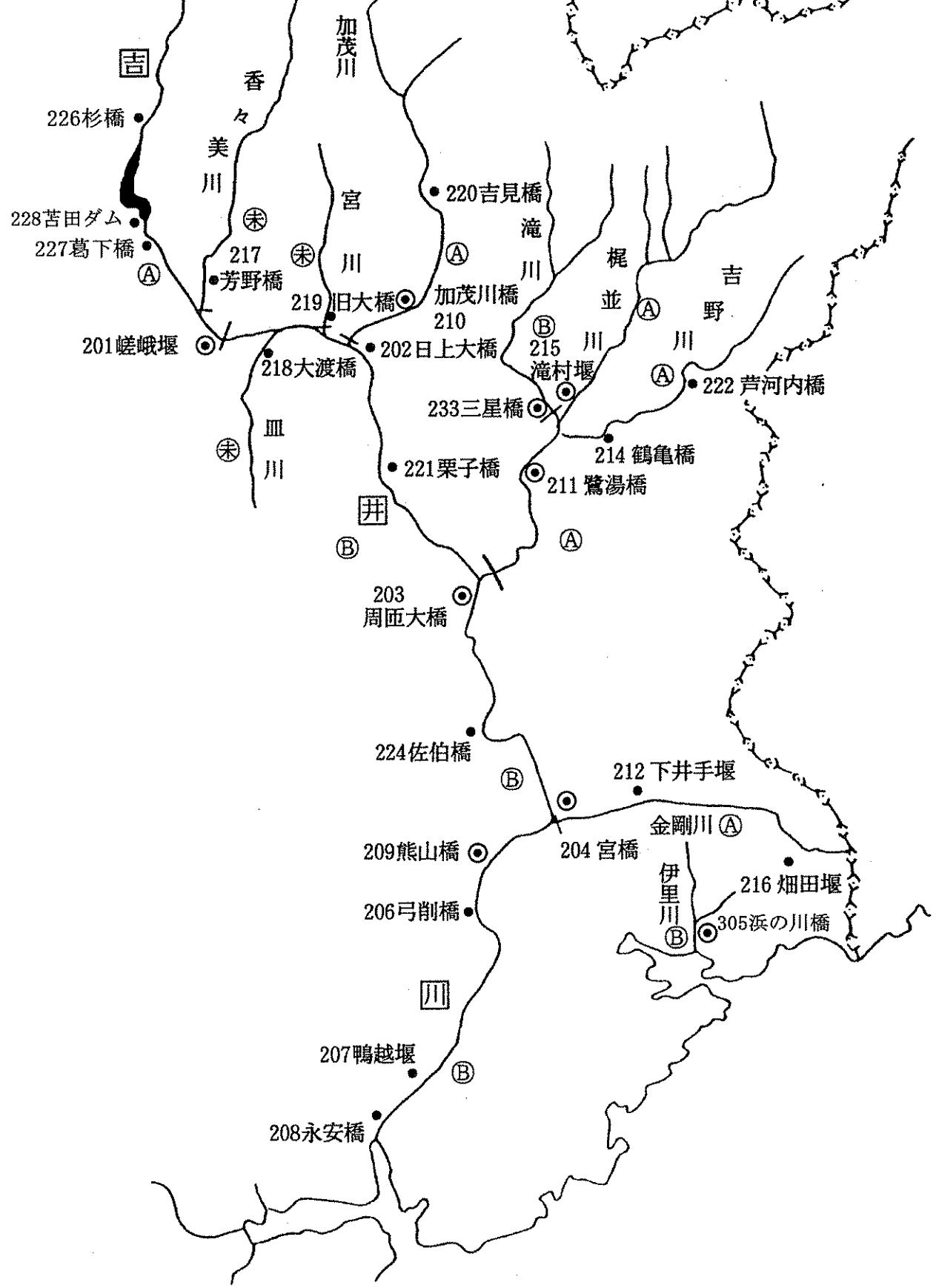
高梁川水域、高屋川及び小田川
測定地点図
●は環境基準点



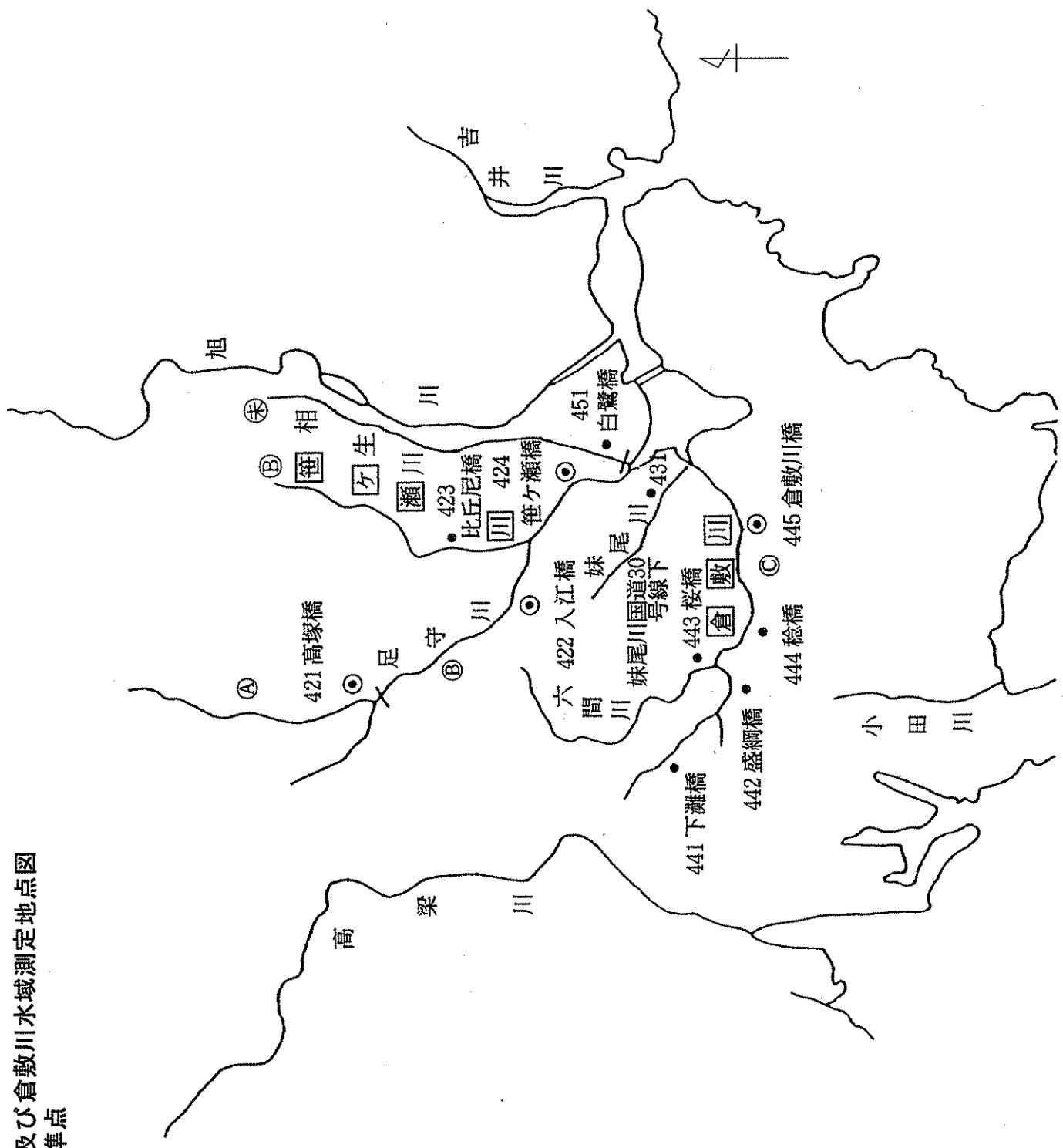
旭川水域測定地点図
◎印は環境基準点



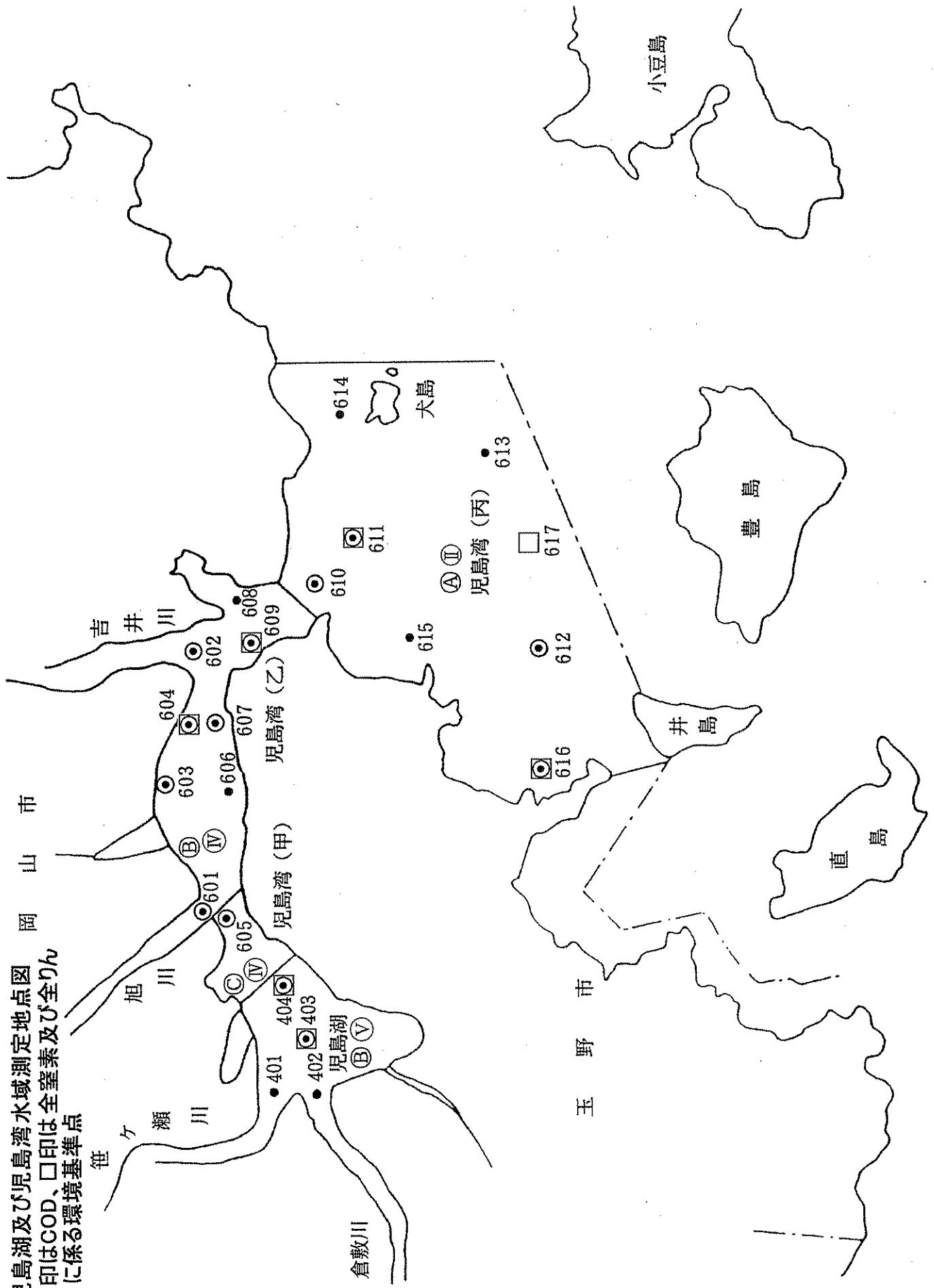
吉井川水域及び
伊里川測定地点図
●は環境基準点



笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
◎印は環境基準点

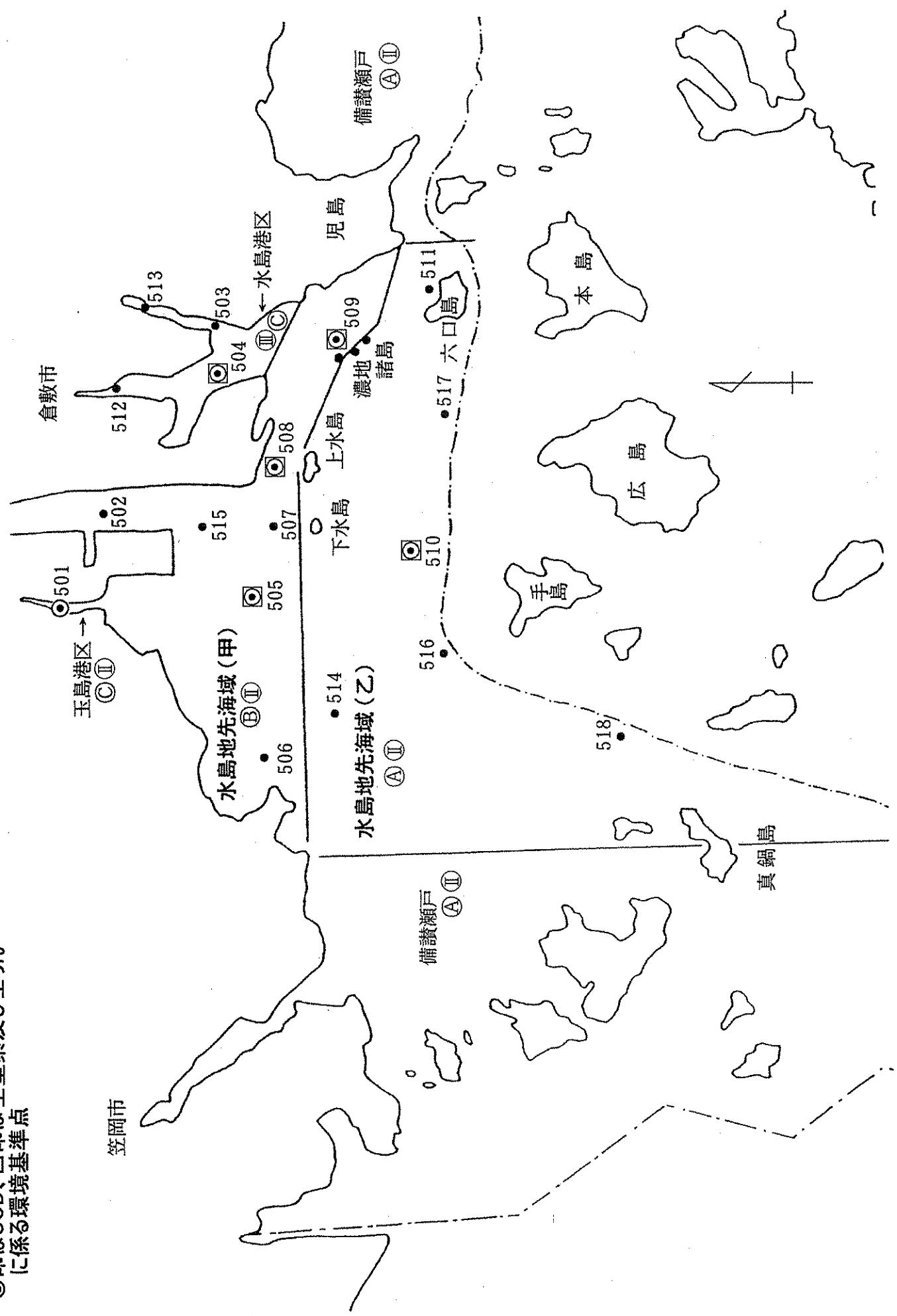


児島湖及び児島湾水域測定地點図
◎印はCOD、□印は全窒素及び全りん
に係る環境基準点

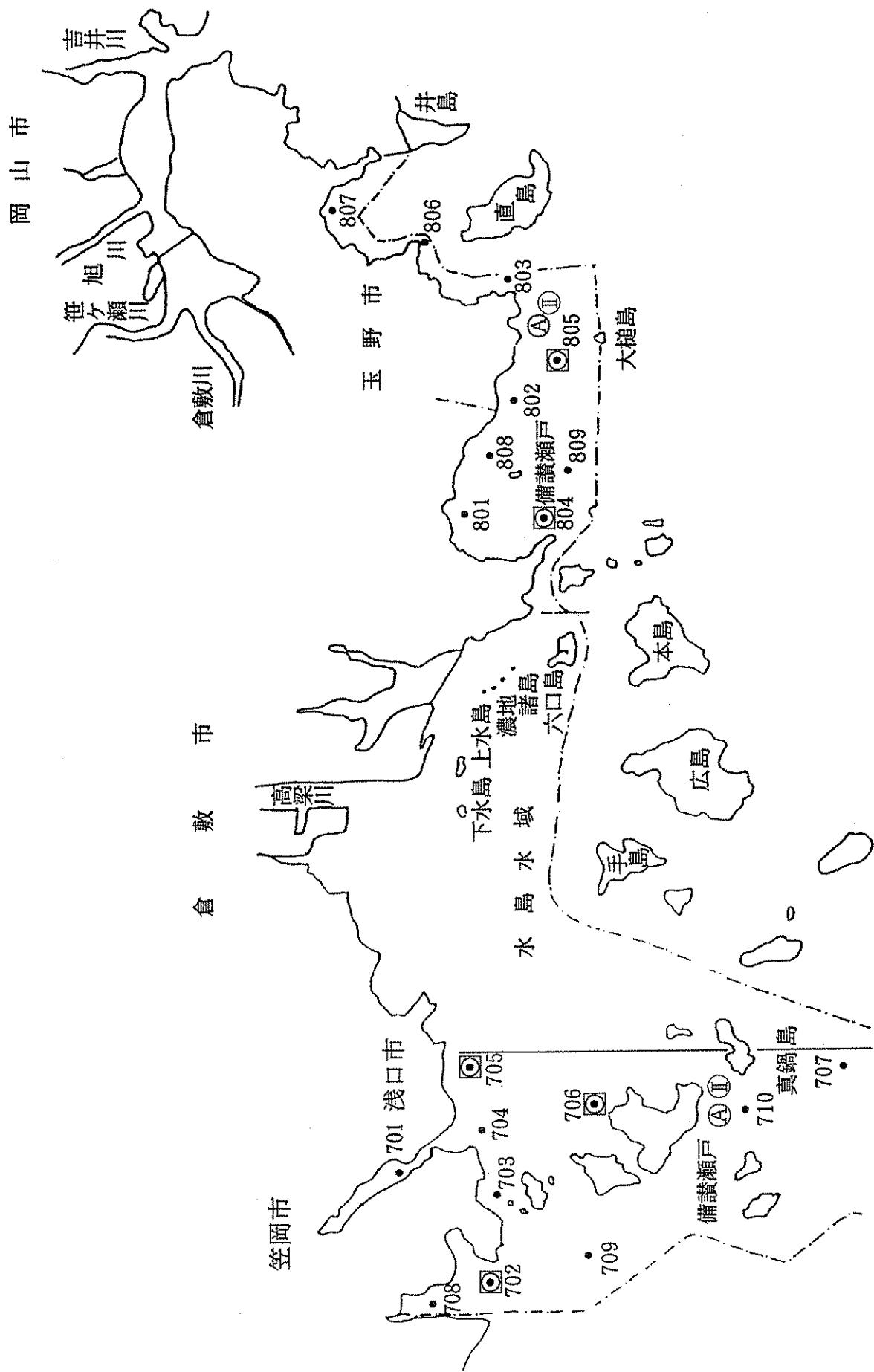


水島水域測定地点図

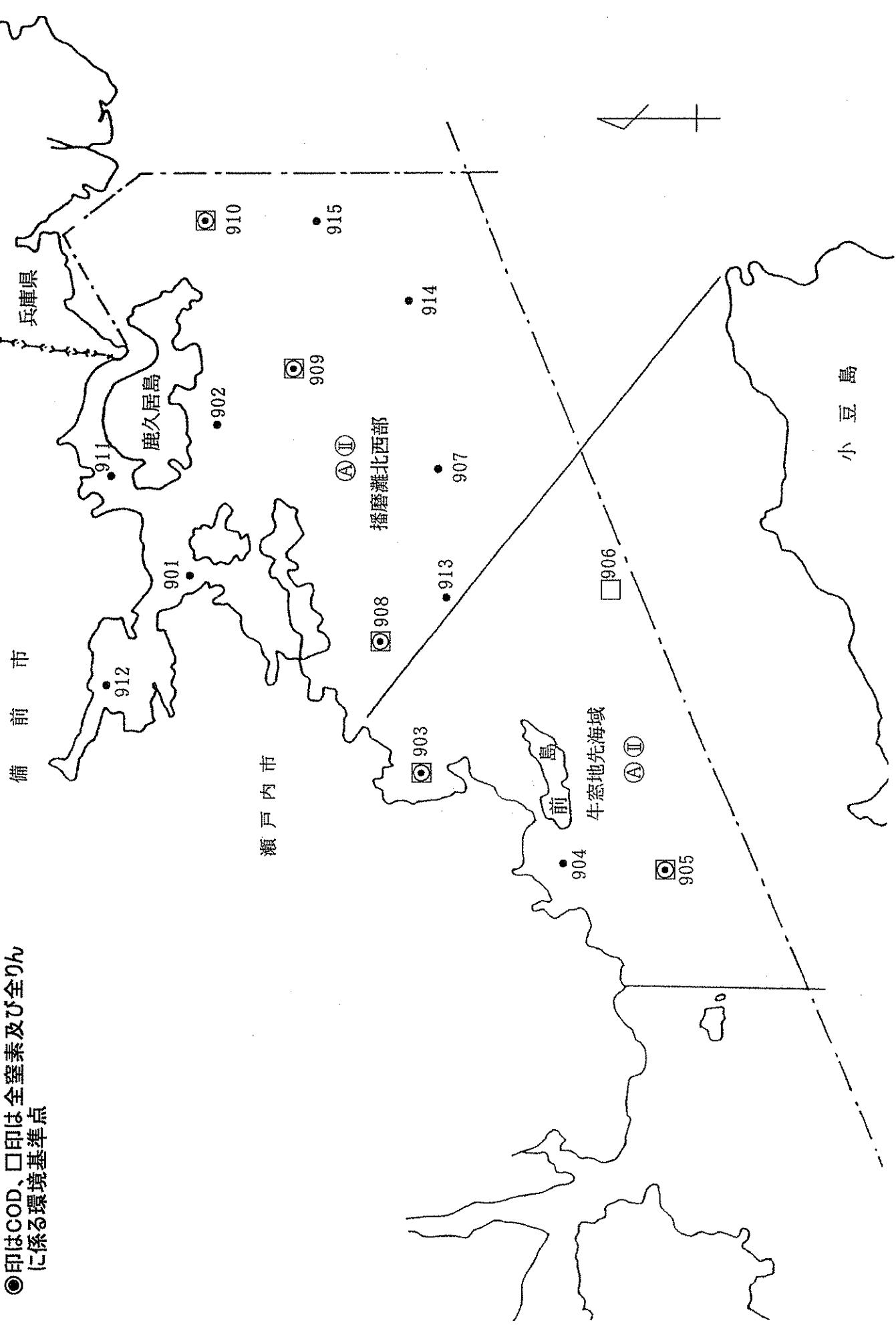
◎印はCOD、口印は全窒素及び全りん
に係る環境基準点



備讃瀬戸測定地点図
◎印はCOD、口印は全窒素及び全りん
に係る環境基準点



牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図
◎印はCOD、口印は全塗素及び全りん
に係る環境基準点



平成 20 年度地下水の水質測定計画

1 目的

平成 20 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 定期モニタリング調査

概況調査等により確認された地下水汚染の継続的な監視等のため、経年的なモニタリングとして定期的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、国土交通省（以下「国交省」という。）、岡山市及び倉敷市が連携して測定する。

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 35 地点、定期モニタリング調査 10 地点において、別表 1 のとおり実施する。

なお、測定地点の位置図は別図とおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	国交省	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	4	6	6	35
定期モニタリング調査	1	1	4	4	10
合計	20	5	10	10	45

※国交省は、概況調査及び定期モニタリング調査とともに、定点測定を実施している。

※定期モニタリング調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（1 地点）

国交省：ひ素（1 地点）

岡山市：ひ素（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（3 地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（3 地点）、ひ素及びふつ素（1 地点）

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 定期モニタリング調査

環境基準の超過項目を年 1 回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び定量下限値等は、別表2のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知

国交省、岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。なお、環境基準項目が基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

（1）汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された場合、又は事業者等からの報告により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

（2）災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（地下水）その1 概況調査

番号	所 在 地	測 定 地 点 (ナッシュ番号)	測 定 回 数	環境 境 基 準 項 目						要監視項目（27項目）						測定機関								
				水銀	総水銀	六價鉛	金属性素	アルキル水銀	P-C-B	四塩化炭素	クロロメターン	ジクロロエチレン	ジクロロエタン	トリクロロエチレン	ジクロロエチル	テトラクロロエチレン	トリクロロエタン	ジクロロエチレン	チオベンカルブ	シマジン	チベニゼン	セレン	ホウ素	
1	玉野市八浜町大崎	N-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	瀬戸内市牛窓町牛窓	R-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	備前市吉永町福満	T-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	赤磐市惣崎	O-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	和気町藤野	R-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	総社市鶴原	I-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	早島町早島	L-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	笠岡市坪振	D-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	井原市北山町	D-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	美咲町鷲方町六条院西	G-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	里庄町大字新庄	F-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	高梁市有漢町有漢	I-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	新見市皆西町大竹	B-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	津山市鍛冶町	O-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	真庭市下中津井	H-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	美作市余野	S-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	美咲町越尾	N-10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	勝央町植月北	Q-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	西粟倉村長尾	V-05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

番号	所 在 地	測定地番号 (ハッシュ番号)	標準基準												要監視項目(27項目)							測定機関
			環 境	全 領	六 値	総 鉛	アル キ ル	P C	ジ ク ロ ロ メ タ ン	ジ ク ロ ロ ウ バ ン	シ マ ジ ナ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	チ ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ホ ッ タ 素						
21	岡山市金岡東町	P-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	岡山市金岡東町	P-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	岡山市藤原西町	N-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	倉敷市安江	J-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	岡山市立田	K-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	岡山市若山	L-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	岡山市海吉	O-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	岡山市瀬戸町大井	P-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	岡山市瀬戸町大内	Q-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	岡山市建部町		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	倉敷市羽島	K-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	倉敷市福井	J-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	倉敷市児島味野	K-22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	倉敷市玉島八島	H-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	倉敷市連島西之浦	I-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	倉敷市眞備町下二万	H-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（地下水）その2 定期モニタリング調査

番号	所 在 地	測定地點 (マッシュ番号)	環境基準項目										測定機関	汚染確認年度	備考							
			測定回数	カドミウム	金	シアン	アルミニウム	鉛	六価鉛	総水銀	P-C-B	メタノン	ジクロロエタン	ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロエタン	シマジン	チオベンカルブ	チベンゼン	セレン	ホウ素
1	高梁市成羽町成羽	F-1 5	2								②	2	②	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	岡山市篠原西町	N-1 7	1	1	1	1	①	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	岡山市野田	M-1 8	1				①											①				自然
4	岡山市日近	K-1 5	1															①				H 8
5	岡山市西隆寺	P-1 7	1															①				H 13
6	岡山市東島	L-1 9	1															①				H 16
7	倉敷市尾島唐琴	L-2 2	2								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	倉敷市沖	J-1 9	2								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9	倉敷市中常江	K-1 9	2				②											②				H 17
10	倉敷市中島	J-2 0	2								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

注1) 測定項目中の○は、汚染の発見時において環境基準を超過していた項目を示す。

注2) 備考欄の「発！」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的原因によるものと推定、
「調査中」は調査実施中を示す。

別表2 測定方法及び定量下限値

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環境基準項目	カドミウム	日本工業規格 K0102(以下、「規格」という。)55 に定める方法	0.001 <0.001
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1 N.D
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005 <0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法	0.02 <0.02
	ひ素	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法	0.005 <0.005
	総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表1に掲げる方法	0.0005 <0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005 N.D
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005 N.D
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 <0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 <0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 <0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 <0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004 <0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005 <0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006 <0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.002 <0.002
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005 <0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 <0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006 <0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003 <0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002 <0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 <0.001
	セレン	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	0.002 <0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.02 <0.02 0.01 <0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03 <0.03
	ふつ素	規格 34.1 に定める方法又は告示付表6に掲げる方法	0.08 <0.08
	ほう素	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は告示付表7に掲げる方法	0.03 <0.03

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
トランス-1,2-ジクロエチレン	同上	0.004	<0.004
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イソキサチオノ	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」という。)1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイアジノン	付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0005	<0.0005
フェニトロチオノ(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イソプロロチオノ	同上	0.004	<0.004
オキシン鋼(有機銅)	付表 2 に掲げる方法	0.004	<0.004
クロタロニル(TPN)	付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピサド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルバ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IPB)	同上	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェノ(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知(以下「追加通知」という。)付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	0.0005	<0.0005
塩化ビニルモノマー	追加通知付表 1 に掲げる方法	0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	追加通知付表 2 に掲げる方法	0.0001	<0.0001
1, 4-ジオキサン	追加通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.005	<0.005
全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0002	<0.0002

地下水測定地点図

